

勘定科目説明

次ページ

※財務諸表の第1号の1～3様式、第2号の1～3様式は、勘定科目の大区分のみを記載し、勘定科目は省略できないものとする。財務諸表の第1号の4様式、第2号の4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。また、第3号の1～4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない中区分、小区分の勘定科目は省略できるものとする。
※会計基準の別紙3、別紙4については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

1. 資金収支計算書勘定科目の説明

①収入の部			
<経常活動による収入>			
大区分	中区分	小区分	備考
介護保険収入	介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等をいう。
		利用者負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額に係る、公費・一般の区分については、区分設定する。
	介護老人保健施設介護料収入	介護報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護保健施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費相当分をいう。
		利用者負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護保健施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費相当分等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額に係る、公費・一般の区分については、区分設定する。
	介護療養施設介護料収入	介護報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費相当分をいう。
		利用者負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費相当分等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額に係る、公費・一般の区分については、区分設定する。
	居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費、訪問看護療養費等をいう。
		介護予防報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所者生活介護費、介護予防訪問看護療養費等をいう。
	(利用者負担金収入)	介護負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費、訪問看護療養費等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額に係る、公費・一般の区分については、区分設定する。
		介護予防負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所者生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額に係る、公費・一般の区分については、区分設定する。
	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費をいう。
		介護予防支援介護料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防支援費をいう。
	利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等をいう。
		介護老人保健施設利用料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等をいう。
		居宅介護サービス利用料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等をいう。
		食費収入	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者（以下「入所者等」という）並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所等の利用者が支払う食費（ケアハウスの生活費として処理されるものを除く）、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食事をいう。なお、食費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等については区分設定する。
		居住費収入	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者等が支払う居住費、指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う滞在費、指定特定施設入居者生活介護事業所等の利用者が支払う家賃又は宿泊費（ケアハウスの管理費として処理されるものを除く）、居住費に係る特定施設入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な室料をいう。なお、居住費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等については、区分設定する。
		その他の利用料収入	前記のいずれにも属さない利用者等からの利用料をいう。
	その他の事業収入	補助金収入	介護保険法に基づく又は関連する事業に対して交付される地方公共団体等からの補助金等の事業収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）を含む）。
		市町村特別事業収入	介護保険法第62条に規定する市町村特別給付による収入をいう。

医業収入	(保険等査定減)	受託事業収入	介護保険法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。	
			文書料など前記に属さない事業収入をいう。	
			社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。	
		その他の事業収入	入院患者の診療、療養に係る収入（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等。ただし介護保険適用の療養病床に係るものは除く）をいう。	
			特定療養費の対象となる特別の療養環境の提供に係る収入をいう。	
			外来患者の診療、療養に係る収入（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）をいう。	
			各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収入をいう。	
			他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収入及び医療設備器機を他の医療機関の利用に供した場合の収入をいう。	
			補助金収入	
			医療法に基づく又は関連する事業に対して交付される地方公共団体等からの補助金等の事業収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）を含む）。	
訪問看護収入	(保険等査定減)	受託事業収入	医療法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。	
			文書料等上記に属さない医業収入をいう。	
			社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。	
		その他の医業収入	訪問看護療養費の額等に関する告示に規定する訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナル療養費相当分をいう。	
			訪問看護基本利用料収入	
			人員運営基準第13条第1項に規定する基本利用料徴収額をいう。	
			訪問看護その他の利用料収入	
			人員運営基準第13条第2項の規定に基づくその他の利用料徴収額をいう。	
			補助金収入	
			訪問看護事業又は関連する事業に対して交付される地方公共団体等からの補助金等の事業収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）を含む）。	
自立支援費収入	(保険等査定減)	受託事業収入	訪問看護事業又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。	
			その他の事業収入	
			上記に属さない訪問看護事業収入をいう。	
			社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。	
		その他の事業収入	介護給付費収入	
			介護給付費報酬の代理受領分をいう。	
			訓練等給付費収入	
			訓練費等給付費報酬の代理受領分をいう。	
			障害児施設給付費収	
			障害児施設給付費の代理受領分をいう。	
			サービス利用計画作成費収入	
			サービス利用計画作成費報酬の代理受領分をいう。	
措置費等収入	(保険等査定減)	利用者負担金収入	利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担による収入をいう。	
			特定給付費収入	
			特定障害者特別給付費収入	
			特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。	
			特定入所障害児食費等給付費収入	
			特定入所障害児食費等給付費の代理受領分をいう。	
			特定費用等収入	
			障害者自立支援法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている日用品費等をいう。	
			補助金収入	
			自立支援法又は関連する事業に対して、地方公共団体等からの補助事業（地域生活支援事業を含む）に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）を含む）。	
措置費等収入	(保険等査定減)	受託事業収入	自立支援法又は関連する、地方公共団体から委託された事業（地域生活支援事業を含む）に係る収入をいう。	
			その他補助金等収入	
			その他、地方公共団体等から交付される補助金等をいう。なお、利用者負担軽減分、社会福祉法人減免分、事業運営円滑化事業等による収入分について、それぞれ区分を設定する。	
			その他の事業収入	
			上記に属さない自立支援事業収入をいう。	
			社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。	
		事務費収入	措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。	
			事業費収入	
			措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。	
			管理費収入	
			軽費老人ホーム（ケアハウスに限る）等における管理費収入（一括徴収の償却費を含む）をいう。	
			その他の利用料収入	
			前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料をいう。なお、軽費老人ホームにあっては、費用徴収額を含むものとする。	
			利用料収入	
			措置施設等における制度外の契約に基づく利用料収入をいう。	

運営費収入	その他の事業収入	補助金収入	措置受託に関連する事業に対して、経常経費に係る地方公共団体等からの補助金等収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）を含む）。
		受託事業収入	措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。
		その他の事業収入	上記に属さない措置受託に関連する事業収入をいう。
	運営費収入		保育所等における保育の実施等に関する運営費収入、措置施設以外における運営費収入をいう。
就労支援事業収入	利用料収入		保育所等における制度外の契約に基づく利用料収入をいう。
	その他の事業収入	補助金収入	保育所等に関連する事業に対して、経常経費に係る地方公共団体等からの補助金等収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）を含む）。
		受託事業収入	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。
		その他の事業収入	上記に属さない保育所等に関連する事業収入をいう。
〇〇事業収入	〇〇事業収入		就労支援事業の内容（製造製品の売上、仕入れ商品の売上、受託加工の別等）を示す名称を付した科目で記載する。
借入金利息補助金収入	その他の事業収入	補助金収入	事業の内容を示す名称を付した科目で記載する。
		受託事業収入	〇〇事業に対して、経常経費に係る地方公共団体等からの補助金等収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）を含む）。
		その他の事業収入	〇〇事業に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。
			上記に属さない〇〇事業に関連する事業収入をいう。
経常経費寄附金収入			設備（施設整備及び設備整備）資金借入金利息に係る地方公共団体からの補助金収入をいう。
受取利息配当金収入			経常経費に対する寄附金及び寄付物品をいう。
事業外収入	受入研修費収入		預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。
	利用者等外給食費収入		受入研修費収益等、事業に付随して生ずる事業活動外の収入をいう。
	会費収入		職員等患者・利用者以外に提供した食事に対する収入をいう。
雑収入			会費に係る収入をいう。
			経常活動による収入で他のいずれの科目にも属さない収入をいう。
流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益		有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却益をいう。
	有価証券評価益		有価証券（投資有価証券を除く）を時価評価した時の評価益をいう。
＜投資活動による収入＞			
固定資産売却収入	器具及び備品売却収入		器具及び備品の売却による収入をいう。
	車両運搬具売却収入		車両運搬具の売却による収入をいう。
	〇〇売却収入		売却した資産等の内容を示す名称を付した科目で記載する。
投資有価証券売却収入			投資有価証券の売却収入（収入総額）をいう。
積立預金取崩収入	〇〇積立預金取崩収入		積立預金の取崩しによる収入をいう。積立預金の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
貸付金回収収入	長期貸付金回収収入		長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。
	事業区分間長期貸付金回収収入		他の事業区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。
	拠点区分間長期貸付金回収収入		他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。
その他の収入	〇〇収入		投資活動による収入で他のいずれの科目にも属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。
＜財務活動による収入＞			
補助金収入	施設整備等補助金収入		設備（施設整備及び設備整備）に係る地方公共団体等からの補助金収入をいう。
寄附金収入	施設整備等借入金元金償還補助金収入		設備（施設整備及び設備整備）資金借入金元金償還金に係る地方公共団体からの補助金収入をいう。
	施設整備等寄附金収入		設備（施設整備及び設備整備）に係る寄附金収入をいう。
	施設整備等借入金元金償還寄附金収入		設備（施設整備及び設備整備）資金借入金元金償還金に係る寄附金収入をいう。
借入金収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		長期運営資金（設備資金を除く）借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
	設備資金借入金収入		設備（施設整備及び設備整備）資金借入金の受入額をいう。
	長期運営資金借入金収入		長期運営資金（設備資金を除く）のための借入金の受入額をいう。
	事業区分間長期借入金収入		他の事業区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
事業区分間繰入金収入	拠点区分間長期借入金収入		他の拠点区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
			他の事業区分からの繰入金収入をいう。
拠点区分間繰入金収入			他の拠点区分からの繰入金収入をいう。

その他の収入	〇〇収入	財務活動による収入で他のいずれの科目にも属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。
--------	------	--

1. 資金収支計算書勘定科目の説明

②支出の部			
<経常活動による支出>			
大区分	中区分	小区分	備考
人件費支出	役員報酬		法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。
	職員給料		常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。
	職員賞与		常勤職員に支払う賞与をいう。
	非常勤職員給与		非常勤職員に支払う給与をいう。
	退職給付支出		退職共済制度など、外部拠出型の退職手当制度に対して法人が拠出する掛金額および退職手当として支払う金額をいう。
	法定福利費		法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の支出をいう。
事務費支出	福利厚生費		役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。ただし、金額の大きいものについては、独立の科目を設ける。
	旅費交通費		業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費をいう。ただし、研究、研修のための旅費を除く
	研修費		役員・職員に対する教育訓練に直接要する支出をいう。
	事務消耗品費		事務用に必要な器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費消額をいう。
	印刷製本費		事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する支出をいう。
	水道光熱費		事務用の電気、ガス、水道等の使用料をいう。
	燃料費		事務用の灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料をいう。
	修繕費		建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の支出をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
	通信運搬費		電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する支出をいう。
	会議費		会議時における茶菓子代、食事代等の支出をいう。
	広報費		施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する支出をいう。
	業務委託費		洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く）など施設の業務の一部を他に委託するための支出（保守料を除く）をいう。
	手数料		役務提供にかかる支出のうち、業務委託費以外のものをいう。
	保険料		生命保険料および建物、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費、器機設備保険料、車両関係費に該当するものを除く。
	賃借料		固定資産に計上を要しない器機等のリース料、レンタル料をいう。
	地代家賃		土地、建物等の賃借料をいう。
	租税公課		消費税及び地方消費税の申告納税、印紙税、登録免許税、事業所税等の租税及び町会費などの公共的課金としての支出をいう。ただし、固定資産税等、車両関係費、法人税・住民税及び事業税負担額に該当するものは除く。
	保守料		建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。
	渉外費		創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する支出を除く）等に要する支出をいう。
	諸会費		各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の支出をいう。
	職員被服費		職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の支出をいう。
事業費支出	車両費		事務用車両の車両検査、自動車損害賠償責任保険、任意保険、自動車税等の支出をいう。
	〇〇費		費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。
	雑費		事務費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。ただし、金額の大きいものについては独立の科目を設ける。
	給食費		食材及び食品の支出をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあつては、材料費を計上すること。
	介護用品費		利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の支出をいう。
	医薬品費		利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品の支出をいう。
	診療・療養等材料費		カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ、氷など1回ごとに消費する診療材料、衛生材料の費消額。また、診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年内に消費するもの。
	保健衛生費		利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する支出をいう。
	医療費		利用者が傷病のために医療機関等で診療等を受けた場合の診療報酬等をいう。

	被服費		利用者の衣類、寝具等（介護用品及び日用品を除く）の購入のための支出をいう。
	教養娯楽費		利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための支出をいう。
	日用品費		利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品（介護用品を除く）の支出をいう。
	保育材料費		保育に必要な文具材料、絵本等の支出及び運動会等の行事を実施するための支出をいう。
	本人支給金		利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための支出をいう。
	水道光熱費		利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。
	燃料費		利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。
	消耗器具備品費		利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費消額をいう。
	賃借料		利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
	教育指導費		利用者に対する教育訓練に直接要した支出をいう。
	就職支度費		児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要した支出をいう。
	葬祭費		利用者が死亡したときの葬祭に要する支出をいう。
	車両費		乗用車、送迎用自動車、救急車等の車輛検査、自動車損害賠償責任保険、自動車税等の支出をいう。
	〇〇費		費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。
	雑費		事業費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。
就労支援事業支出	就労支援販売支出		就労支援事業に係る材料費、労務費、外注加工費、経費支出をいう。
	就労支援販管費支出		就労支援事業に係る販売費及び一般管理費支出をいう。
利用者負担軽減額			利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう。
借入金利息支出			施設整備等資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息をいう。
固定資産除却・廃棄支出			建物取壊支出の他、固定資産の除却、廃棄等に係る支出をいう。
事業外支出	利用者等外給食費		職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の支出をいう。
	その他の事業活動外支出		その他介護保険事業に付随して生じる事業活動外収益に対応する支出をいう。
雑支出			経常活動による支出で他のいずれの科目にも属さない経常支出をいう。
法人税、住民税及び事業税支出			法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の法人の負担に属するものとして計算された金額をいう。
流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損		有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却損をいう。
	資産評価損	有価証券評価損	有価証券の評価損をいう。
		資産評価損	資産の時価の著しい下落に伴い、その回復が可能であると認められない場合に当該資産に対して計上する評価損をいう。ただし、金額が大きい場合には個別に名称を付与して計上する。
	徴収不能額		金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。
<投資活動による支出>			
固定資産取得支出	土地取得支出		土地を取得するための支出をいう。
	建物取得支出		建物を取得するための支出をいう。
	器具及び備品取得支出		固定資産に計上される器具及び備品を取得するための支出をいう。
	車両運搬具取得支出		車輛運搬具を取得するための支出をいう。
	〇〇取得支出		上記以外を取得するための支出をいう。
投資有価証券取得支出			投資有価証券を取得するための支出をいう。
貸付金支出	長期貸付金支出		長期に貸付けた資金の支出をいう。
	事業区分間長期貸付金支出		他の事業区分へ長期に貸付けた資金の支出をいう。
	拠点区分間長期貸付金支出		他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の支出をいう。
積立預金支出	〇〇積立預金積立支出		積立預金への積立による支出をいう。なお、積立預金の目的を示す名称を付した科目で記載する。
その他の支出	〇〇支出		投資活動による支出で他のいずれの科目にも属さない支出をいう。支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。

＜財務活動による支出＞			
ファイナンス・リース債務の返済支出			ファイナンス・リース取引に係る支払リース料の額をいう。
元金償還支出	設備資金借入金元金償還支出		設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に基づく元金償還額をいう。
	長期運営資金借入金元金償還支出		長期運営資金（設備資金を除く）の借入金に基づく元金償還額をいう。
	事業区分間長期借入金元金償還支出		他の事業区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう。
	拠点区分間長期借入金元金償還支出		他の拠点区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう。
事業区分間繰入金支出			他の事業区分への繰入金支出をいう。
拠点区分間繰入金支出			他の拠点区分への繰入金支出をいう。
その他の支出	〇〇支出		財務活動による支出で他のいずれの科目にも属さない支出をいう。支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。

2. 事業活動計算書勘定科目の説明

①収益の部			
＜サービス活動増減による収益＞			
大区分	中区分	小区分	備考
介護保険収益	介護福祉施設介護料収益	介護報酬収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等をいう。
		利用者負担金収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額に係る、公費・一般の区分については、区分設定する。
	介護老人保健施設介護料収益	介護報酬収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護保健施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費相当分をいう。
		利用者負担金収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護保健施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費相当分等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額に係る、公費・一般の区分については、区分設定する。
	介護療養施設介護料収益	介護報酬収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費相当分をいう。
		利用者負担金収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費相当分等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額に係る、公費・一般の区分については、区分設定する。
	居宅介護料収益 (介護報酬収益)	介護報酬収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費、訪問看護療養費等をいう。
		介護予防報酬収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所者生活介護費、介護予防訪問看護療養費等をいう。
	(利用者負担金収益)	介護負担金収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費、訪問看護療養費等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額に係る、公費・一般の区分については、区分設定する。
		介護予防負担金収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所者生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額に係る、公費・一般の区分については、区分設定する。
	居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費をいう。
		介護予防支援介護料収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防支援費をいう。
	利用者等利用料収益	介護福祉施設利用料収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等をいう。
		介護老人保健施設利用料収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等をいう。
		介護療養施設利用料収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等をいう。
		居宅介護サービス利用料収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等をいう。
		食費収益	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者並びに指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所及び指定短期入所療養介護事業所等の利用者が支払う食費（ケアハウスの生活費として処理されるものを除く）、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食事をいう。なお、食費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等については区分設定する。
		居住費収益	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者が支払う居住費、指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う滞在費、指定特定施設入居者生活介護事業所等の利用者が支払う家賃又は宿泊費（ケアハウスの管理費として処理されるものを除く）、居住費に係る特定施設入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な室料をいう。なお、居住費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等については、区分設定する。
		その他の利用料収益	前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料をいう。
	その他の事業収益	受取補助金	介護保険法に基づく又は関連する事業に対して交付される地方公共団体等からの補助金等をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）を含む）。
		市町村特別事業収益	介護保険法第62条に規定する市町村特別給付による収益をいう。
		受託事業収益	介護保険法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業収益をいう。

医業収益		その他の事業収益	文書料など前記に属さない事業収益をいう。
	(保険等査定減)		社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。
	入院診療収益		入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療、介護保険等）をいう。
	室料差額収益		特定療養費の対象となる特別の療養環境の提供に係る収益をいう。
	外来診療収益		外来患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）をいう。
	保健予防活動収益		各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益をいう。
訪問看護収益	受託検査・施設利用収益		他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収益及び医療設備器機を他の医療機関の利用に供した場合の収益をいう。
	その他の医業収益	受取補助金	医療法に基づく又は関連する事業に対して交付される地方公共団体等からの補助金等をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）を含む）。
		受託事業収益	医療法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をい
		その他の医業収益	文書料等上記に属さない医業収益をいう。
	(保険等査定減)		社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。
	訪問看護療養費収益	訪問看護療養費収益	訪問看護療養費の額等に関する告示に規定する訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナル療養費相当分をいう。
自立支援費収益	訪問看護利用料収益		
		訪問看護基本利用料収益	人員運営基準第13条第1項に規定する基本利用料徴収額をいう。
		訪問看護その他の利用料収益	人員運営基準第13条第2項の規定に基づくその他の利用料徴収額をいう。長時間利用料収益、休日・時間外利用料収益、交通費収益、その他のサービス利用料収益に区分設定する。
	その他の事業収益	受取補助金	訪問看護事業又は関連する事業に対して交付される地方公共団体等からの補助金等をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）を含む）。
		受託事業収益	訪問看護事業又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。
		その他の事業収益	上記に属さない訪問看護事業収益をいう。
	(保険等査定減)		社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。
	自立支援給付費収益	介護給付費収益	介護給付費報酬の代理受領分をいう。
		訓練等給付費収益	訓練費等給付費報酬の代理受領分をいう。
		障害児施設給付費収	障害児施設給付費の代理受領分をいう。
		サービス利用計画作成費収益	サービス利用計画作成費報酬の代理受領分をいう。
		利用者負担金収益	利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担による収益をいう。
受取措置費等	特定給付費収益	特定障害者特別給付費収益	特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。
		特定入所障害児食費等給付費収益	特定入所障害児食費等給付費の代理受領分をいう。
	特定費用等収益		障害者自立支援法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている日用品費等をいう。
	その他の事業収益	受取補助金	自立支援法又は地方公共団体等からの補助事業（地域生活支援事業を含む）に係る収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）を含む）。
		受託事業収益	自立支援法又は自立支援事業に関連する、地方公共団体から委託された事業（地域生活支援事業を含む）に係る収益をいう。
		その他受取補助金等	その他、地方公共団体等から交付される補助金等をいう。なお、利用者負担軽減分、社会福祉法人減免分、事業運営円滑化事業等による受取額について、それぞれ区分を設定する。
		その他の事業収益	上記に属さない事業収益をいう。
	(保険等査定減)		社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。
受取措置費等	受取措置費	受取事務費	措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る受取額をいう。
		受取事業費	措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る受取額をいう。
		受取管理費	軽費老人ホーム（ケアハウスに限る）等における管理費に係る受取額（一括徴収の償却費を含む）をいう。
		受取その他の利用料	前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料をいう。なお、経費老人ホームにあっては、費用徴収額を含むものとする。

受取運営費	利用料収益		措置施設等における制度外の契約に基づく利用料収益をいう。
	その他の事業収益	受取補助金	措置受託に関連する事業に対して、経常経費に係る地方公共団体等からの補助金等をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）を含む）。
		受託事業収益	措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。
		その他の事業収益	上記に属さない措置受託に関する事業収益をいう。
就労支援事業収益	受取運営費		保育所等における保育の実施等に関する受取運営費、措置施設以外における受取運営費をいう。
	利用料収益		保育所等における制度外の契約に基づく利用料収益をいう。
	その他の事業収益	受取補助金	保育所等に関連する事業に対して、経常経費に係る地方公共団体等からの補助金等をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）を含む）。
		受託事業収益	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。
〇〇事業収益	〇〇事業収益	その他の事業収益	上記に属さない保育所等に関連する事業収益をいう。
	〇〇事業収益		就労支援事業の内容（製造製品の売上、仕入れ商品の売上、受託加工の別等）を示す名称を付した科目で記載する。
	その他の事業収益	受取補助金	事業の内容を示す名称を付した科目で記載する。
		受託事業収益	〇〇事業に対して、経常経費に係る地方公共団体等からの補助金等をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）を含む）。
その他の収益		その他の事業収益	〇〇事業に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。
			上記に属さない〇〇事業に関連する事業収益をいう。
			前記のいずれの勘定科目にも属さない事業関連収益をいう。
＜サービス活動外増減による収益＞			
受取借入金利息補助金			設備（施設整備及び設備整備）資金借入金利息に係る地方公共団体からの補助金をいう。
受取利息配当金収益			預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益をいう。
受取寄附金	受取寄附金		経常経費に対する寄附金品をいう。
	受取長期運営資金借入金元金償還寄附金		長期運営資金の借入金に対する元金償還を目的とした寄附金をいう。
有価証券売却益			有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却益をいう。
有価証券評価益			有価証券（投資有価証券を除く）を時価評価した時の評価益をいう。
投資有価証券売却益			投資有価証券を売却した場合の売却益をいう。
投資有価証券評価益			投資有価証券を時価評価した時の評価益をいう。
事業活動外収益	受入研修費収益		受入研修費収益等、事業に付随して生ずる事業活動外の収益をいう。
	利用者等外給食収益		職員等患者・利用者以外に提供した食事に対する収益をいう。
	会費収益		会費に係る収益をいう。
雑収益			前記のいずれの勘定科目にも属さない事業外収益をいう。
＜特別増減による収益＞			
受取施設整備等補助金	受取施設整備等補助金		設備（施設整備及び設備整備）に係る地方公共団体等からの補助金等をいう。
	受取設備資金借入金元金償還補助金		設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に対する元金償還の補助金のうち、実質的に施設整備費補助に相当する補助金等をいう。
受取施設整備等寄附金	受取施設整備等寄附金		設備（施設整備及び設備整備）に係る寄附金をいう。
	受取設備資金借入金元金償還寄附金		設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金の元金償還を目的とした寄附金をいう。
固定資産受贈額	〇〇受贈額		土地など固定資産の受贈額をいう。なお、受贈の内容を示す名称を付した科目で記載する。
固定資産売却益	器具及び備品売却益		器具及び備品の売却した場合の売却益をいう。
	車両運搬具売却益		車両運搬具の売却した場合の売却益をいう。
	〇〇売却益		売却資産の名称等売却の内容を示す名称を付した科目で記載する。
事業区分間繰入金収益			他の事業区分からの繰入金収益をいう。
拠点区分間繰入金収益			同一事業区分会計内における他の拠点区分からの繰入金収益をいう。
その他の特別収益			転売以外の目的で保有する有価証券の売却益、法人税還付など前期以外の臨時収益、前期損益修正益。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。

2. 事業活動計算書勘定科目の説明

②費用の部			
＜サービス活動増減による費用＞			
大区分	中区分	小区分	備考
人件費	役員報酬		法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。
	職員給料		常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。
	職員賞与		職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額をいう。
	賞与引当金繰入		職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額をいう。
	非常勤職員給与		非常勤職員に支払う給与をいう。
	退職給付費用		従事する職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額（役員であることに起因する部分を除く）をいう。
	法定福利費		法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。
事務費	福利厚生費		役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。ただし、金額の大きいものについては、独立の科目を設ける。
	旅費交通費		業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費をいう。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
	研修費		役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用をいう。
	事務消耗品費		事務用に必要な器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費消額をいう。
	印刷製本費		事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。
	水道光熱費		事務用の電気、ガス、水道等の使用料をいう。
	燃料費		事務用の灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。
	修繕費		建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的費用を含まない。
	通信運搬費		電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。
	会議費		会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。
	広報費		施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する費用をいう。
	業務委託費		洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く）など施設の業務の一部を他に委託するための費用（保守料を除く）をいう。
	手数料		役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のものをいう。
	保険料		生命保険料および建物、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費、器機設備保険料、車両関係費に該当するものを除く。
	賃借料		固定資産に計上を要しない器機等のリース料、レンタル料をいう。
	地代家賃		土地、建物等の賃借料をいう。
	租税公課		消費税及び地方消費税の申告納税、印紙税、登録免許税、事業所税等の租税及び町会費などの公共的課金としての費用をいう。ただし、固定資産税等、車両関係費、法人税・住民税及び事業税負担額に該当するものは除く。
	保守料		建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。
	渉外費		創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する費用を除く）等に要する費用をいう。
	諸会費		各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。
事業費	職員被服費		職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の費用をいう。
	車両費		事務用車両の車両検査、自動車損害賠償責任保険、任意保険、自動車税等の費用をいう。
	〇〇費		費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。
	雑費		事務費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。ただし、金額の大きいものについては独立の科目を設ける。
	給食費		食材及び食品の費用をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあつては、材料費を計上すること。

	介護用品費		利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の費用をいう。
	医薬品費		利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品の費用をいう。
	診療・療養等材料費		カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ、氷など1回ごとに消費する診療材料、衛生材料の費消額。また、診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年内に消費するもの。
	保健衛生費		利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用をいう。
	医療費		利用者が傷病のために医療機関等で診療等を受けた場合の診療報酬等をいう。
	被服費		利用者の衣類、寝具等（介護用品及び日用品を除く。）の購入のための費用をいう。
	教養娯楽費		利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。
	日用品費		利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品（介護用品を除く。）の費用をいう。
	保育材料費		保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用をいう。
	本人支給金		利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための費用をいう。
	水道光熱費		利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。
	燃料費		利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。
	消耗器具備品費		利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費消額をいう。
	賃借料		利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
	教育指導費		利用者に対する教育訓練に直接要した費用をいう。
	就職支度費		児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要した費用をいう。
	葬祭費		利用者が死亡したときの葬祭に要する費用をいう。
	車両費		乗用車、送迎用自動車、救急車等の車輛検査、自動車損害賠償責任保険、自動車税等の費用をいう。
	〇〇費		費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。
	雑費		事業費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
就労支援事業費用	就労支援販売原価	当期就労支援事業製造原価	就労支援事業に係る材料費、労務費、外注加工費、軽費をいう。
		期首製品商品棚卸高	就労支援事業に係る期首の製品・商品の棚卸高をいう。
		期末製品商品棚卸高	就労支援事業に係る期末の製品・商品の棚卸高をいう。
	就労支援販管費		就労支援事業に係る販売費及び一般管理費をいう。
利用者負担軽減額			利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう。
減価償却費			固定資産の減価償却の額をいう（ただし就労支援事業に関わるものは除く）。
（国庫補助金等特別積立金取崩額）			国庫補助金等の費用対象経費の費用化（主として減価償却費）に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額を言う。
徴収不能額			金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で填補されない部分の金額をいう。
徴収不能引当金繰入			徴収不能引当金に繰入れる額をいう。

＜サービス活動外増減による費用＞			
借入金利息			設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息をいう。
有価証券売却損			有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却損をいう。
投資有価証券売却損			投資有価証券を売却した場合の売却損をいう。
資産評価損	有価証券評価損		有価証券の評価損をいう。
	資産評価損		資産の時価の下落に伴い、当該資産に対して計上する評価損をいう。ただし、金額が大きい場合には個別に名称を付与して計上する。
事業活動外費用	利用者等外給食費		職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の費用をいう。ただし、給食業務を委託している場合には、患者外給食委託費とする。
	その他事業活動外費用		その他介護保険事業に付随して生じる事業活動外収益に対応する費用をいう。ただし、金額が大きいものについては、独立の勘定科目を設ける。
雑損失			前記のいずれの科目にも属さない事業活動外費用をいう。
＜特別増減による費用＞			
基本金組入額			会計基準注解12に規定された基本金の組入額をいう。
固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損		建物を除却又は売却した場合の処分損をいう。
	器具及び備品売却損・処分損		器具及び備品を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
	車両運搬具売却損・処分損		車輛運搬具を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
	その他の固定資産売却損・処分損		上記以外の固定資産を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
（国庫補助金等特別積立金取崩額）			国庫補助金等により取得した固定資産の廃棄等に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
国庫補助金等特別積立金積立額			会計基準注解11に規定された国庫補助金等特別積立金の積立額をいう。
災害損失			火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する費用の合計額をいう。
事業区分間繰入額			他の事業区分への繰入額をいう。
拠点区分間繰入額			他の拠点区分への繰入額をいう。
その他の特別費用			前記のいずれの勘定科目にも属さない特別費用をいう。
法人税、住民税及び事業税			法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の法人の負担に属するものとして計算された金額をいう。
法人税等調整額			税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
＜繰越活動増減の部＞			
基本金取崩額			会計基準注解13に規定された基本金の取崩額をいう。
その他の積立金取崩額	〇〇積立金取崩額		会計基準注解20に規定されたその他の積立金の取崩額をいう。
その他の積立金積立額	〇〇積立金積立額		会計基準注解20に規定されたその他の積立金の積立額をいう。

3. 貸借対照表勘定科目の説明

＜資産の部＞			
大区分	中区分	小区分	備考
流動資産	現金預金		現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等）及び預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。
	有価証券		国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。
	事業未収金		事業収益に対する未収入金をいう。
	未収金		事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。
	未収補助金		施設整備、設備整備及び介護保険事業に係る補助金等の未収額をいう。
	未収収益		受取利息、賃貸料など時の経過に依存する継続的な役務提供取引において既に役務の提供は行ったが、会計期末までに法的にその対価の支払請求を行えない分の金額をいう。
	受取手形		経常的な活動によって生じた手形債権は事業活動上生じた債権とその他債権に区別する。売却等の取引によって生じた手形債権は区別して表示する。なお、金融手形は短期又は長期の貸付金に含める。
	貯蔵品		消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に応じ以下のような小区分を設けることができる。
		医薬品	医薬品のたな卸高をいう。
		診療・療養費等材料	診療・療養費等材料のたな卸高をいう。
		給食用材料	給食用材料のたな卸高をいう。
	商品・製品		売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。
	仕掛品		製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。
	原材料		製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。
	立替金		一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。
	前払金		物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。
	前払費用		火災保険料、賃借料、支払利息など時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分のうち未経過の部分（ただし、1年を超えて費用化するものは除く）をいう。
	1年以内回収予定長期貸付金		長期貸付金のうち1年以内に受取期限の到来する金額をいう。
	1年以内回収予定事業区分間長期貸付金		事業区分間長期貸付金のうち1年以内に受取期日が到来するものをいう。
	1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金		拠点区分間長期貸付金のうち1年以内に受取期日が到来するものをいう。
	短期貸付金		金銭消費貸借契約等に基づき開設主体の外部に対する貸付取引のうち当初の契約において1年以内に受取期限の到来するものをいう。
	事業区分間貸付金		他の事業区分への貸付額をいう。
	拠点区分間貸付金		他の拠点区分への貸付額をいう。
	仮払金		処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。
	繰延税金資産		税効果会計適用に伴う繰延税金資産のうち、流動資産又は流動負債に属する特定の資産又は負債に関連して計上されるもの及びそれ以外に計上されるものの中で貸借対照表日から1年以内に取り崩されると認められるものをいう。
	その他の流動資産		前掲の科目に属さない債権等であって、1年以内に回収可能なもの。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
固定資産 （基本財産）	徴収不能引当金		未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。
			定款において基本財産と定められた固定資産をいう。
	土地		基本財産に帰属する土地をいう。
	建物		基本財産に帰属する建物をいう。
	減価償却累計額		基本財産について行った減価償却累計額をいう。
	基本財産特定預金		定款等に定められた基本財産として保有する現金預金等をいう。
（その他の固定資産）			基本財産以外の固定資産をいう。
	土地		基本財産以外に帰属する土地をいう。

	建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 器具及び備品 建設仮勘定 減価償却累計額 権利 ソフトウェア 投資有価証券 長期貸付金 事業区分間長期貸付金 拠点区分間長期貸付金 〇〇積立預金 差入保証金 退職共済預け金 繰延税金資産 その他の固定資産		基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。 建物以外の土地に固着している建造物をいう。 機械及び装置をいう。 送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。 器具及び備品をいう。ただし、取得価額が10万円以上で、耐用年数が１年以上のものに限る。 有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。 土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産について行った減価償却累計額をいう。 法律上又は契約上の権利をいう。 コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要した費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。 長期的に所有する有価証券で流動資産に属さないものをいう。 金銭消費貸借契約等に基づき法人の外部に対する貸付取引のうち当初の契約において１年を超えて受取期限の到来するものえおいう。 他の事業区分への貸付金で返済期限が長期であるものをいう。 他の拠点区分への貸付金で返済期限が長期であるものをいう。 将来における特定の目的のために積立てた現金預金等をいう。なお、積立預金の目的を示す名称を付した科目で記載する。 賃貸用不動産に入居する際に賃貸人に差し入れる保証金をいう。 都道府県社会福祉協議会等の実施する退職共済制度において法人が負担する掛け金を計上するものをいう。 税効果会計適用に伴う繰延税金資産のうち、固定資産又は固定負債に属する特定の資産又は負債に関連して計上されるもの及びそれ以外に計上されるものの中で貸借対照表日から１年を超えて取り崩されると認められるものをいう。 前掲の科目に属さないもの。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
<負債の部>			
流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 施設整備等未払金 その他の未払金 支払手形 役員職員短期借入金 １年以内返済予定設備資金借入金 １年以内返済予定長期運営資金借入金 １年以内返済予定リース債務 １年以内返済予定事業区分間借入金 １年以内返済予定拠点区分間借入金 1年以内支払予定長期末払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金		公庫、事業団、金融機関などの外部からの借入金で、当初の契約において１年以内に返済期限が到来するものをいう。 事業活動等に伴う費用等の未払い債務をいう。 施設整備等の工事等に係る未払い債務（事業未払金に属する債務を除く）をいう。 上記以外の未払金をいう。 手形上の債務。ただし、金融手形は短期借入金又は長期借入金に含める。又、建物設備等の購入取引によって生じた債務は独立の勘定科目を設けて処理する。 役員、職員からの借入金のうち当初の契約において１年以内に返済期限が到来するものをいう。 施設設備等に係る公庫、事業団、金融機関など外部からの借入金で、１年以内に分割返済期日が到来するものをいう。 経常経費に係る公庫、事業団、金融機関など外部からの借入金で、１年以内に分割返済期日が到来するものをいう。 リース料総額から利息相当額を控除した金額のうち、１年以内に返済期日が到来するものをいう。 事業区分間長期借入金のうち1年以内に返済期日が到来するものをいう。 拠点区分間長期借入金のうち1年以内に返済期日が到来するものをいう。 長期末払い金のうち1年以内に支払期日が到来するものをいう。 賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の提供は受けたが、会計期末までに法的にその対価の支払債務が確定していない分の金額をいう。 職員以外の者からの一時的な預り金をいう。 源泉徴収税額及び社会保険料などの徴収額等、職員に関する一時的な預り金をいう。 物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額をいう。

固定負債	前受収益		受取利息、賃貸料など時の経過に依存する継続的な役務提供取引に対する前受分のうち未経過の金額をいう。
	事業区分間借入金		他の事業区分からの借入額をいう。
	拠点区分間借入金		他の拠点区分からの借入額をいう。
	仮受金		処理すべき科目又は金額が確定しない場合の収入金額を一時的に処理する科目をいう。
	賞与引当金		支給対象期間に基づき定期に至急する職員賞与に係る引当金をいう。
	未払法人税等		当年度に負担すべき法人税等の未納額をいう。
	繰延税金負債		税効果会計適用に伴う繰延税金負債のうち、流動資産又は流動負債に属する特定の資産又は負債に関連して計上されるもの及びそれ以外に計上されるものの中で貸借対照表日から1年以内に取崩されると認められるものをいう。
	その他の流動負債		仮受金など前掲の科目に属さない債務等であって、1年以内に期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
	設備資金借入金		施設設備等に係る公庫、事業団、金融機関など外部からの借入金で、1年を超えて返済期限が到来するものをいう。
	長期運営資金借入金		経常経費に係る公庫、事業団、金融機関など外部からの借入金で、1年を超えて返済期限が到来するものをいう。
	リース債務		リース料総額から利息相当額を控除した金額のうち、1年を超えて返済期日が到来するものをいう。
	事業区分間長期借入金		他の事業区分からの借入金で返済期限が長期であるものをいう。
	拠点区分間長期借入金		他の拠点区分からの借入金で返済期限が長期であるものをいう。
<純資産の部>			
基本金			会計基準第4章第4第2項に規定された基本金をいう。
国庫補助金等特別積立金			会計基準第4章第4第3項に規定された国庫補助金等特別積立金をいう。
その他の積立金	〇〇積立金		会計基準第4章第4第4項に規定されたその他の積立金をいう。積立ての目的を示す名称を付した科目で記載する。
次期繰越活動増減差額			事業活動計算書に計上された次期繰越活動増減差額をいう。

4. 就労支援事業 製造原価明細書勘定科目説明

＜勘定科目＞	
材料支出	就労支援事業に関する当該会計年度の材料の受入高をいう。
期首材料棚卸高	期首における主要材料及び補助材料（商品を含む）の棚卸高をいう。
当期材料仕入高	当期における主要材料及び補助材料（商品を含む）の仕入高をいう。
期末材料棚卸高	期末における主要材料及び補助材料（商品を含む）の棚卸高をいう。
労務支出	就労支援事業に関する当該会計年度の労務費をいう。
利用者賃金	利用者に支払う作業賃金をいう。
利用者工賃	利用者に支払う作業工賃をいう。
就労支援事業指導員等給与	就労支援事業に従事する職業指導員等に支払う給料、法定福利費、賞与等をいう。
就労支援事業指導員等退職給付費用	授産事業に従事する職業指導員等に支払う退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額をいう。
外注加工賃支出	外部に依頼した加工費の支払額をいう。
経費支出	就労支援事業に関する当該会計年度の作業経費をいう。
福利厚生費	就労支援事業に従事する職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をい
旅費交通費	就労支援事業に係る出張旅費及び交通費をいう。
器具什器費	就労支援事業に直接必要な工具、金型等で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
消耗品費	就労支援事業に直接必要な消耗品で、固定資産に該当しないものの消費額をいう。
印刷製本費	就労支援事業に必要な書類、諸用紙、関係資料等の印刷代及び製本代をいう。
水道光熱費	就労支援事業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。
燃料費	就労支援事業に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。
修繕費	就労支援事業に係る建物、器具及び備品等の修繕費又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
通信運搬費	就労支援事業に係る電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信運搬に要する費用をいう。
受注活動費	就労支援事業における受注活動に係る経費をいう。
会議費	会議時の茶菓子代、食事代等をいう。
損害保険料	就労支援事業に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料をいう。
賃借料	就労支援事業に直接必要な機械器具等の賃料をいう。
図書・教育費	新聞、図書、印刷物等の経費をいう。
租税公課	就労支援事業に係る租税公課をいう。
減価償却費	就労支援事業に係る固定資産の減価償却の額をいう。
国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）	国庫補助金等の費用対象経費の費用化（主として減価償却費）に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額を言う。
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金に繰入れる額をいう。
雑費	就労支援事業に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないものをいう。

5. 就労支援事業 販売費及び一般管理費明細書勘定科目説明

＜勘定科目＞	
利用者賃金	利用者に支払う作業賃金をいう。
利用者工賃	利用者に支払う作業工賃をいう。
就労支援事業指導員等給与	就労支援事業に従事する職業指導員等に支払う給料、法定福利費、賞与等をいう。
就労支援事業指導員等退職給付費用	授産事業に従事する職業指導員等に支払う退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額をいう。
福利厚生費	就労支援事業に従事する職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をい
旅費交通費	就労支援事業に係る出張旅費及び交通費をいう。
器具什器費	就労支援事業に直接必要な工具、金型等で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
消耗品費	就労支援事業に直接必要な消耗品で、固定資産に該当しないものの消費額をいう。
印刷製本費	就労支援事業に必要な書類、諸用紙、関係資料等の印刷代及び製本代をいう。
水道光熱費	就労支援事業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。
燃料費	就労支援事業に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。
修繕費	就労支援事業に係る建物、器具及び備品等の修繕費又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
通信運搬費	就労支援事業に係る電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信運搬に要する費用をいう。
受注活動費	就労支援事業における受注活動に係る経費をいう。
会議費	会議時の茶菓子代、食事代等をいう。
損害保険料	就労支援事業に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料をいう。
賃借料	就労支援事業に直接必要な機械器具等の賃料をいう。
図書・教育費	新聞、図書、印刷物等の経費をいう。
租税公課	就労支援事業に係る租税公課をいう。
減価償却費	就労支援事業に係る固定資産の減価償却の額をいう。
国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）	国庫補助金等の費用対象経費の費用化（主として減価償却費）に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額を言う。
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金に繰入れる額をいう。
雑費	就労支援事業に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないものをいう。